

入院中の食費代などの減額手続き

入院している方は、食事療養費として1食あたり260円を自己負担しますが、平成20年度市民税非課税世帯の方は、減額認定証の交付申請により入院中の食事が減額されます。

すでに減額認定証の交付を受けている方は、有効期限が7月31日(休)です。該当される方は、更新手続きをしてください。

なお、後期高齢者医療被保険者証や国民健康保険高齢受給者証をお持ちの方(「高齢者」)で、20年度市民税非課税世帯の方は、入院時一部負担金の限度額(4万4,400円)が減額され、2万4,600円(または1万5,000円)になりますので、あわせて手続きをしてください。

なお、減額の認定開始月は、申請月からとなりますので、ご注意ください。

受付場所 市民窓口グループ
持ち物 被保険者証・印鑑、交付済みの減額認定証(更新の方のみ)

問合せ先

市民窓口グループ

☎ 52-11111

・国民健康保険(内線216・219)

・後期高齢者医療(内線227・217)

	一般所得の場合		世帯全員が住民税非課税により、減額認定証の交付を受けた場合			
	自己負担限度額		自己負担限度額			
	外来(個人ごと)	(外来+入院)	外来(個人ごと)		(外来+入院)	
1か月の医療費の自己負担限度額	12,000円	44,400円	低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円	
			低所得者Ⅰ		15,000円	
入院時の標準負担額(1日の食事代)	260円/1食		低所得者Ⅱ	過去1年間の入院日数が90日以下	210円/1食	
				過去1年間の入院日数が90日を超える	(注)160円/1食	
			低所得者Ⅰ		100円/1食	

*低所得者Ⅱとは世帯全員が住民税非課税世帯の方

*低所得者Ⅰとは世帯全員が住民税非課税で一定基準額以下(年金収入が80万円以下で他の所得が0円)または世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金を受給している方

(注)過去1年間の入院日数が90日を超える場合、再度申請をしていただくと減額されます。

し尿収集作業日程表(8月)

月日	曜日	区域	月日	曜日	区域
8月1日	金	青木町六～九丁目	18日	月	碧海町二～五丁目
2日	土	青木町二～五丁目	19日	火	芳川町、田戸町二～四丁目
3日	日		20日	水	田戸町五～七丁目
4日	月	春日町一～七丁目	21日	木	本郷町
5日	火	湯山町、神明町、沢渡町	22日	金	呉竹町二～六丁目
6日	水	稗田町一～六丁目	23日	土	呉竹町六・七丁目、屋敷町一～三丁目
7日	木	二池町一～六丁目	24日	日	
8日	金		25日	月	屋敷町四～七丁目
9日	土	処理場改修工事のため、し尿の収集は行いません。	26日	火	向山町一～六丁目
10日	日		27日	水	向山町六丁目、小池町
11日	月		28日	木	小池町、新田町、八幡町
12日	火		29日	金	論地町、清水町
13日	水		30日	土	
14日	木		31日	日	
15日	金				
16日	土				
17日	日				

し尿収集

8月のし尿収集作業日程は、表のとおりです。

8月9日(土)～17日(日)までの間は、処理場改修工事のため、し尿の収集は行いませんので、ご注意ください。

また、臨時にし尿収集を希望する方は、2～3日前までに収集業者へ申し出てください。

なお、作業は、天候などの理由で2～3日前後することがあります。



都築正己さん(小池町)は、16年もの長期に亘り、保護科として犯罪や非行に陥った人の更生支援に尽力されたことが認められ、法務大臣感謝状を受賞されました。

長い間、お疲れ様でした。

カメラポイント
都築正己さん
法務大臣
感謝状を受賞



申込先(収集業者)
高浜衛生(株)
☎ 53-0516

問合せ先
市民生活グループ
☎ 52-11111(内線265)